地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局企業年金 · 個人年金課長

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について

今般、「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」(令和元年厚生労働省告示第 159 号) (別添参照)が公布され、確定拠出年金法施行規則(平成 13 年厚生労働省令第 175 号) 第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いします。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、今般の特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、個別にご相談ください。

報

3 令和元年 11月1日

都道府県名

指

定

地

域

宫

城

県

伊具郡丸森町 角田市 岩

手

県

下閉伊郡普代村

久慈市

○厚生労働省告示第百五十九号

掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。 の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第三項 令和元年十一月一日 岩手県、 宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企 厚生労働大臣

に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。 が、令和元年十月十二日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項又は第三項 大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十一条 次の表に定める地域(次号において「指定地域」という。)に所在地を有する実施事業所の事業主 業型年金加入者掛金の納付の特例

官

第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合 確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場 介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、令和元年十月十二日から確定拠出年 金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を

長	栃	茨	福
野	木	城	島
県	県	県	県
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大槎町で、大橋町、東中塚町、葛生西栃木市	へ終郡大子町、	石川郡石川町 田村市 東白川郡矢祭町 東白川郡矢祭町 東白川郡矢祭町 東白川郡 東白州郡 東田州郡 東白州郡 東田州郡 東田和郡 東田州郡 東田州郡 東田和郡 東田和郡 東田和郡 東田和和郡 東田和和郡 東田和和郡 東田和和郡 東田和和郡 東田和和郡 東田和和和和郡 東田和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和